

## 令和3年2月改訂版 保護者のみなさまへお願い

令和3年2月2日 久米島町教育委員会

令和3年1月28日に示された、県が示す地域の新型コロナウイルス感染レベルで久米島町が2-1に引き下げられたことと町内の感染状況を踏まえ、幼児児童生徒の出席停止・休校等の取り扱いの見直しを行い、2月改訂版を作成しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者のみなさまのご協力をお願いします。

この通知は、**前回配布（1/18改訂版）した文書と差し替えて**、ご家庭内の見える場所にはる等、いつでも確認できるようにしてください。（変更点は赤字の箇所となります）

次の場合は速やかに学校へ連絡してください。

①保健所または医師等から検査を指示された場合

②感染者（陽性）と診断された場合

③濃厚接触者に特定された（同居の家族が感染した）場合

※②③については、夜間や休日など、学校と連絡が取れない場合は下記へ連絡してください。

**保護者からの連絡がない場合、対策が遅れ、感染が拡大する恐れがあります。**

**仲里庁舎 098-985-7121** ※閉庁している時間帯でも警備員が対応します。

電話の際には次のことを伝えてください。

①学校名 ②幼児児童生徒氏名 ③保護者連絡先

学校から折り返し保護者へ連絡するよう手配します。連絡がつく番号をお知らせください。

### 学校（園）における出席停止・休校等の取り扱い

幼児児童生徒が以下の状況の場合は原則、以下の通りの対応をします。

	状況	出席停止等の取り扱い	学校（園）の対応	
			在籍校（園）	それ以外
①	感染 （陽性と診断された場合・無症状も含む）	治癒するまで <b>出席停止</b>	保健所と相談の上判断	通常通り
②	感染疑い （検査を指示された場合）	<b>陰性確認後、症状がなくなるまで出席停止</b>	通常通り	通常通り
③	濃厚接触者に特定	<b>出席停止</b> ※保健所が自宅待機を求めた期間（2週間が基本）	保健所と相談の上判断	通常通り
④	発熱などの症状がみられる	症状がなくなるまで <b>出席停止</b>	通常通り	通常通り
⑤	幼児児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる	<b>ア. レベル2-1以下の場合 状況により登校できます</b>	通常通り	通常通り
		<b>イ. レベル2-2以上の場合 出席停止</b>		

上記④～⑤以外の場合で登校について不安がある場合はご相談ください

R3.1.6 沖縄県教育委員会作成ガイドラインを参考にして作成

※⑤について、レベルが**2-1**の場合、**本人や家族に島外への渡航歴がない場合は登校できます**。

（レベルについては毎週木曜日更新されます。レベルの変更がある場合は児童生徒を通して連絡します）

※状況により、臨時休校の範囲が変更される場合もあります。

※教職員が感染した場合も上記に準ずる対応をします。